

平成 18 年 7 月 20 日

企業会計基準委員会御中

法政大学キャリアデザイン学部助教授

中 野 貴 之

**企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準  
(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開  
示に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見**

今般公表の企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」  
(以下、会計基準案)、および企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開  
示に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、適用指針案)に対する意見を提出いたし  
ます。今後の審議の参考としていただきたく、お願い申し上げます。

**【対象箇所】**

**重要な関連会社の要約財務情報について**

(会計基準案第 11 項および第 38 項；適用指針案第 11 項、第 19 項、第 33 項および記載  
例 2)

**【意見】**

重要な関連会社の財務情報の開示方法について、重要な関連会社を個別に記載する方  
法、重要な関連会社を合算して記載する方法、または重要な関連会社を含むすべての  
持分法適用関連会社を合算して記載する方法等の選択適用が認められている(適用指針案  
第 11 項および記載例 2)。この点につき、財務諸表利用者の情報需要から判断して、次の通  
り、開示を要求するのが適切である。

- (1) 上記 に基づく開示を義務付ける。
- (2) 関連会社全体の重要度が高い企業に関しては、上記 に加え、上記 に基づく開示も義  
務付ける。

## 【理由】

SEC 基準適用の日本企業の中には、APB (Accounting Principles Board: 会計原則審議会) 意見書第 18 号およびレギュレーション S-X の規定に従い、持分法適用企業に関して、本会計基準案および本適用指針案によって指示されているような追加的開示を実施しているところもみられるが、その大部分は、上記 または に基づく開示を実施している。このことから、日本企業全般に対して、上記 ~ 等の選択適用を要求しても、大部分の企業は、または の開示を選択するものと思われる。

しかしながら、先般、私が実施した調査によれば、財務諸表利用者は、上記 または を最も有用な情報とは必ずしも捉えておらず、むしろ を優先的に開示すべき情報として捉えていることが明らかになっている。

すなわち、先般、持分法適用企業に関して、財務諸表利用者がどのような情報需要を有しているかを特定するため、証券アナリスト対象の調査を実施したところ（セルサイドおよびバイサイドのアナリスト 30 名に対する個別聴き取り調査）、財務諸表利用者は、持分法適用企業に関して、次の情報需要を有していることが判明したのである。

- 上記 または 等の合算情報ではなく、重要な持分法適用企業の財務諸表自体をより必要としている。
- ただし、持分法適用企業全体の重要度が高い企業に関しては、上記に加え、等の合算情報も有用性が高いと解される。

財務諸表利用者が、合算情報よりも、重要な持分法適用企業の個々の財務諸表自体をより必要としている、主たる理由は、合算情報では、経営成績および財務状況の異なる多様な企業群が合算される結果、持分法適用企業全般のトレンド把握が、却って、困難になるという点にある。

本調査の方法および結果の詳細については次の論文において公表済みであり、参考資料として併せて提出する。

中野貴之「ジョイントベンチャー投資に対する情報需要と財務報告方法」、『法政大学キャリアデザイン学部紀要』第 3 号、2006 年 3 月、pp.165-182.

なお、海外においても、英国では、関連会社・JV 全体の合算情報と、重要な関連会社・JV を個別に記載した情報双方の開示が要求されており (Accounting Standards Board[ASB], Financial Reporting Standard [FRS] 9, *Associates and Joint Ventures*, November 1997.), 本意見と類似の規定を図っている。